

国土地理院シンボルマーク使用規程

平成22年1月25日

国地総広第122号

(趣旨)

第1条 この規程は、国土地理院シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 国土地理院及び国土地理院の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、シンボルマークを使用することはできない。

一 国土地理院から委託を受けてシンボルマーク入りの物品等を製作する場合

二 国土地理院から委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、国土地理院の委託を受けていることを、シンボルマークを用いて表示する場合

三 国土地理院が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、国土地理院が共催等を行うことを、シンボルマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）

四 国土地理院が公表した資料の転載等を行う際に、国土地理院シンボルマークが含まれている場合

五 国土地理院シンボルマークを使用して国土地理院ホームページにリンクさせる場合

六 その他国土地理院の広報活動に有用な場合であって、総務部長がその使用を認めた場合

(使用の中止等)

第3条 シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、総務部長はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第4条 国土地理院及び国土地理院の職員以外の第三者が、第2条第六号の規定によりシンボルマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前（土日・祝日を除く。）までに国土地理院シンボルマーク使用申請書（別紙様式1）を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認

められる場合には、国土地理院シンボルマーク使用許可書（別紙様式2）を交付する。

3 総務部長は前項の国土地理院シンボルマーク使用許可書を交付する場合に、シンボルマークの使用に関する条件を付することができる。

（許可の内容の変更）

第5条 前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、国土地理院シンボルマーク使用変更申請書（別紙様式3）を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は前項の申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、国土地理院シンボルマーク使用変更許可書（別紙様式4）を交付する。

（使用物品等の提出）

第6条 第4条第2項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は前条第2項の規程によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 総務部長は、第4条第2項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は第5条第2項の規定によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他総務部長が必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

（シンボルマークに関わる権利）

第9条 シンボルマークに関する一切の権利は、国土地理院に帰属する。

（事務）

第10条 本規程に係る事務は、総務部広報広聴室において行う。

（規程の改定）

第11条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(様式1)

国土地理院シンボルマーク使用申請書

平成 年 月 日

国土地理院総務部長 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者 印

国土地理院シンボルマークを下記により使用したいので申請します。

記

1. 使用の目的
2. 使用方法（媒体を使用する場合はその媒体名等を含む）
3. 使用期間
4. 連絡先（氏名、役職、連絡先）

(注) シンボルマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料（見本、会社概要等）を添付してください。

(様式2)

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土地理院シンボルマーク使用許可書

殿

国土地理院総務部長

平成 年 月 日付けで申請のあった国土地理院シンボルマーク使用については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守してください。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、シンボルマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他国土地理院が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。

(様式3)

国土地理院シンボルマーク使用変更申請書

平成 年 月 日

国土地理院総務部長 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者 印

国土地理院シンボルマークの使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容

(変更前)

(変更後)

2. 連絡先 (氏名、役職、連絡先)

(注) シンボルマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料 (見本、会社概要等) を添付してください。

(様式4)

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土地理院シンボルマーク使用変更許可書

殿

国土地理院総務部長

平成 年 月 日付けで申請のあった国土地理院シンボルマーク使用変更については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守してください。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、シンボルマーク使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他国土地理院が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。